

鳥取県告示第215号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第24号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県営米子屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第257号（鳥取県営米子屋内プールの利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

区 分		金 額				
一般 利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	350円
				冷水	1人1回につき	250円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	550円	
			冷水	1人1回につき	400円	
		一般人	温水	1人1回につき	700円	
			冷水	1人1回につき	500円	
		回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき	3,500円
				冷水	回数券11枚につき	2,500円
			高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき	5,500円
				冷水	回数券11枚につき	4,000円
			一般人	温水	回数券11枚につき	7,000円
				冷水	回数券11枚につき	5,000円
		1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	2,400円
				冷水	1人につき	1,650円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	3,900円
				冷水	1人につき	2,700円
			一般人	温水	1人につき	4,950円
				冷水	1人につき	3,350円
		3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,700円
				冷水	1人につき	4,800円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	11,000円
				冷水	1人につき	7,600円
			一般人	温水	1人につき	13,900円
				冷水	1人につき	9,600円
6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	12,000円		
		冷水	1人につき	10,000円		
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	19,200円		
		冷水	1人につき	16,300円		
	一般人	温水	1人につき	24,400円		

	米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券により利用する場合	一般人	冷水	1人につき	20,600円
			通年	1人につき	5,000円
	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	250円
			冷水	1人1回につき	200円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	450円
			冷水	1人1回につき	300円
		一般人	温水	1人1回につき	550円
			冷水	1人1回につき	400円
	専用利用	温水	1コース1時間につき	3,650円	
		冷水	1コース1時間につき	2,550円	
トレーニングホール	一般利用	一般人	1人1回につき	50円	
	専用利用	全面1時間につき	250円		
		2分の1面1時間につき	100円		
		3分の2面1時間につき	150円		
		3分の1面1時間につき	80円		

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
 - 2 この表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「米子産業体育館フィットネスルーム・米子屋内プール1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
 - 3 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 2 承認年月日
平成21年3月18日